

資料 9

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見募集結果の概要（内閣府）

1. 概要

配偶者暴力防止法及び関連する施策について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成18年11月22日(水)から12月15日(金)
- (2) 告知方法：ホームページ(電子政府の総合窓口、内閣府男女共同参画局)、男女共同参画局情報メール、記者公表での配付等
- (3) 意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送のいずれか

2. 提出件数

399名の個人、67団体、不明2から意見が寄せられた。

3. 意見の概要等

「配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題」の各項目別の意見数は以下のとおり。

(意見件数)

保護命令関係		592
1	保護命令の対象となる配偶者からの暴力に脅迫行為等の精神的暴力も加えることについて	
2	接近禁止命令により禁止される行為に電話等による接触も加えることについて	
3	保護命令の対象を親族等に拡大することについて	
4	緊急保護命令の創設	
5	被害者の実情による退去命令期間の設定	
6	接近禁止命令の延長	
7	配偶者暴力相談支援センターに対する保護命令発令の通知	
8	保護命令申立費用の減免制度の創設	
9	その他	
被害者の保護・自立支援関係		1,055
1	自立支援の充実等	
2	自立支援のための調整機能の充実及び関係機関の連携・協力の強化	
3	広域対応	
4	外国人、障害者、高齢者である被害者の保護	
5	警察等の積極的な介入・対応	
6	子供に対する支援体制の充実	
配偶者暴力相談支援センター等関係		126
1	婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、一時保護或いは一時保護委託権限を持つことについて	
2	婦人相談所の体制等	
3	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に対する支援	
4	その他	

民間の団体に対する援助・連携関係	1 9 7
1 民間の団体に対する財政的援助等の支援（民間の資金の活用促進を含む）	
2 民間の団体との連携	
加害者に対する対策関係	4 3 9
1 加害者更生	
2 その他の加害者に対する対策（予防啓発、退去命令後、面接権の制限）	
3 配偶者からの暴力に係る犯罪に適正に対処するための施策の推進（実務面・制度面、刑罰の多様化の検討との関係等）	
関係法・制度間の連携関係	1 3 6
1 ストーカー規制法、児童福祉法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法との役割分担の整理及び連携	
2 児童扶養手当、母子寡婦福祉、生活保護制度の見直し	
3 その他	
その他	2 3 0
1 研修の充実及び人材の養成	
2 広報の充実	
3 売春防止法と配偶者暴力防止対策との関係の整理	
4 被害者としての子供の位置付け及び子供に対する影響（長期的な影響も含む）	
その他(検討課題項目以外)	3 7 3

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見募集について

平成18年11月22日
内閣府男女共同参画局

1 意見募集の目的

男女共同参画会議に置かれた「女性に対する暴力に関する専門調査会」(以下「専門調査会」という。)では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)の改正法が平成16年12月2日に施行されてから1年余が経過したことから、その施行状況等について調査・審議を行っております。

今後、調査・審議結果をとりまとめるにあたり、国民の皆様から広く意見を募集します。

2 募集する意見及び資料入手方法

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見を募集します。専門調査会で議論している課題はご参考までに「配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題」[PDF]でご覧いただけます。

3 意見募集期間

平成18年11月22日(水)～平成18年12月15日(金)

4 意見提出要領

下記の事項を記入の上、電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で提出して下さい。

(1) 記入事項

住所(都道府県のみでも結構です。)

提出者名(個人の場合は氏名、法人・団体等の場合は名称及び担当者名)

性別

年齢

職業

ご意見

(2) 宛先

内閣府男女共同参画局「配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見募集」係

○ 電子メールの場合：こちらからどうぞ。

○ 郵送の場合：〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

○ FAXの場合：03-3592-0408

郵送、FAXの場合は様式「配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見」[PDF]をご利用下さい。

5 留意事項

(1) ご意見は、日本語で1,000文字以内を目安として下さい。

(2) 提出されたご意見は、個人を特定する情報を除き、まとめた上で公表する場合がありますのでご承知おき下さい。

(3) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。

(4) お電話によるご意見はご遠慮下さい。